解散公告

当社は、平成二十七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十三日

沖縄県那覇市字安里一〇二番地　安里トラストビル六Ｆ　リバーストーン株式会社

代表清算人　眞保榮ゆかり

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十二月一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月十三日

高知県香美市土佐山田町東本町二丁目二番四三号　医療法人香洋会

清算人　田所　久賢

配当公告

愛知県田原市江比間町西前田一一七番地一　破産者　有限会社シーライン

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十六年（フ）第一六四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二〇一、七一六、四一二円

（内優先破産債権　金二八、六二五、八八九円）

一、配当をすることのできる金額

金四〇、七八六、〇〇三円

（内優先破産債権　金二八、六二五、八八九円）

平成二十八年一月十三日

名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四〇八号　破産管財人　大林　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字椿東二四二二番地二七、最後の住所北海道室蘭市中央町三丁目七番一四号　被相続人　亡　吉岡　昌造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

事務所北海道室蘭市高砂町一丁目四二番七号　相続財産管理人　齋藤　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区羊ケ丘一番地一二、最後の住所札幌市豊平区月寒東五条一九丁目一番二〇号パークハイツ二〇一号　被相続人　亡　定池久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル六階弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　万字　香苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市元吉田町二八四七番地一一、最後の住所茨城県水戸市元吉田町二八四七番地の一一　被相続人　亡　日向　慈

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

茨城県水戸市大町三丁目一番二四号はばたきビル　相続財産管理人　弁護士　安江　祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県荒尾市大島九九一番地、最後の住所東京都大田区池上六丁目二七番五―三〇五号　被相続人　亡　**西**川　克**已**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

東京都千代田区麹町五―三麹町秋山ビルディング九階篠崎綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　篠崎　正巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市元本郷町三丁目一二番、最後の住所東京都八王子市元本郷町三丁目一二番七号　被相続人　亡　吉川　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

東京都立川市曙町二丁目九番一号菊屋ビル八階弁護士法人多摩パブリック法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上條　弘次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市前沢五丁目二七番、最後の住所東京都東久留米市前沢五丁目二七番六号　被相続人　亡　吉田　眞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

事務所東京都武蔵野市中町一―二八―一〇ローラン武蔵野二階武蔵野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　井口　宇乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区上反町一丁目一四番地六、最後の住所横浜市保土ケ谷区狩場町三二五番地保土ケ谷パークハイツ二棟一〇六号　被相続人　亡　髙橋　秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

横浜市中区日本大通一八　ＫＲＣビルディング五階　相続財産管理人　弁護士　飛田　憲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小名浜相子島字石田一四番地、最後の住所横浜市中区長者町一丁目一番地　ホテルエムエム・ワン二一〇号室　被相続人　亡　山下　與作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

横浜市中区住吉町一丁目六番地Ｍ・Ｐ・Ｓ関内五〇七号室　相続財産管理人　弁護士　河合　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県中新川郡上市町正印六六〇番地、最後の住所富山県中新川郡上市町正印六五九番地二　被相続人　亡　杉本　義彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

富山市堀端町二番二号　相続財産管理人　山本　尚宗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県敦賀市清水町二丁目一六番地三、最後の住所福井県敦賀市昭和町一丁目五番三〇号（二）　被相続人　亡　村内　忠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

福井県敦賀市津内八四号一番地一八（布田町）　相続財産管理人　弁護士　笠原　一浩

第67期決算公告

平成28年1月13日

山形市本町二丁目4―11

株式会社八文字屋

代表取締役　五十嵐太右衛門

貸借対照表の要旨

（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,046,949
	固定資産	1,095,327
	合計	2,142,276
負債及び純資産の部	流動負債	1,062,375
	固定負債	983,684
	株主資本	96,217
	資本金	42,500
	資本剰余金	360,500
	利益剰余金	△306,783
	その他利益剰余金	△306,783
	（うち当期純損失）	(9,809)
	合計	2,142,276